調達要求番号：４ＰＤＣ１Ａ００００４

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">水戸地方合同庁舎一般廃棄物収集運搬</td><td colspan="2">茨城地本―Ｚ２４０４０４</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和５年１２月２０日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>自衛隊茨城地方協力本部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）で発生する一般廃棄物等の収集・運搬について規定する。

1.2　引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a)　**法令等**

1)　廃棄物処理及び清掃に関する法律

2)　一般廃棄物業の許可法

2　収集運搬に関する要求

2.1　概要

a)　**収集場所**

水戸地方合同庁舎

住所：茨城県水戸市北見町１－１１

b)　**廃棄物の種類**

1)　可燃ごみ

紙類ほか、一般可燃ごみ（シュレッダー屑含む）、乾燥草木等

2)　不燃ごみ

金属（ファイル金属、パソコン部品等）、陶器破片等

3)　資源ごみ

段ボール、空き缶（アルミ、スチール）、空き瓶、新聞、雑誌等

c)　**処理要領**

1)　合同庁舎１Ｆ東側階段下に集積された廃棄物について回収車両において回収を行う。

2)　可燃ごみの収集については週２回、火曜日及び金曜日とする。ただし実施日が休日の場合は翌開庁日とする。なお、予定数量については、別紙による。

3)　不燃ごみ及び資源ごみの収集については週１回、金曜日とする。ただし実施日が休日の場合は翌開庁日とする。なお、予定数量については別紙による。

4)　各月ごと、それぞれの収集運搬量について集計を行い、翌月５日以内を基準とし官側へ提出すること。なお、様式は随意とし、ごみ種別、作業日、量及び運搬台数を記載する。

3　その他

その他については、以下のとおりとする。

a)　天災その他、回収者の責に帰する事のできない事由により、回収者の義務の全部又は一部を履行できない場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。

b)　一般廃棄物処理については、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第１４条１項の規定による許可を受けた業者が、同法に基づき適切に処理ものとする。なお、官側が契約した業者は一般廃棄物収集運搬業許可書及び一般廃棄物業の許可法第７条第１項の規定に基づく管轄市町村長の許可書を提出する。

4　仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について明示がない事項または疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。